

せ い か つ ほ ご
生活保護のしおり



このしおりは、生活保護の制度について、説明したものです。
わからないことや相談のあるかたは、お気軽におたずねください。



所在地

し ふ く し じ む し ょ
うるま市福祉事務所

し や く し ょ ふ く し ぶ ほ ご か
(うるま市役所 福祉部 保護課)

〒904-2292 おきなわけん し まちいっちょうめ ばん ごう
うるま市役所 東棟 2 階 (4 番窓口)

でんわ ばんごう ちやくつう
電話番号 (098)979-6552 (直通)

ふあつくす
F A X (098)989-0224

生活保護について

【生活保護とは】

生活保護とは、年金や給与、手当等、世帯の収入が国で定める「最低生活費」を下回るかた(世帯)で、自分の資産や能力、その他あらゆる制度を活用しても生活維持することができないかたに、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法25条や生活保護法で定められた制度です。



< 日本国憲法第25条 >

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

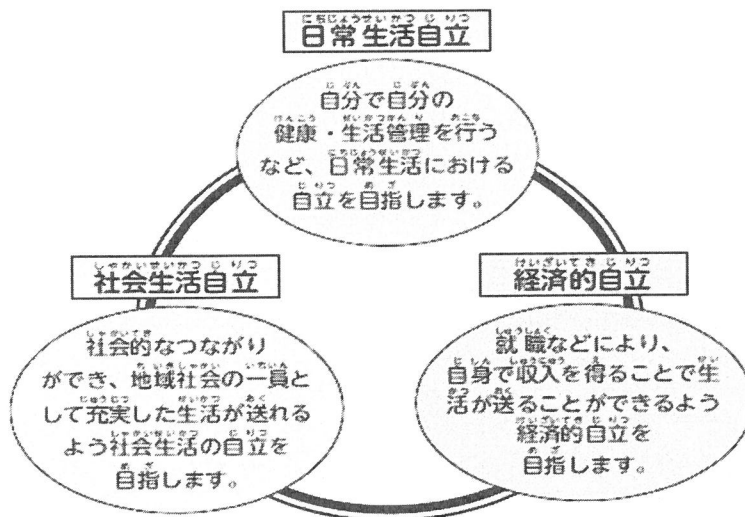
第2項 国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

< 暴力団に対する生活保護について >

暴力団に対する生活保護の適用については、国民の生活保護に対する信頼を揺るがすばかりでなく、公費である保護費が暴力団の資金源となるおそれもあることから、厳正な対応を致します。

【生活保護の目的】

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。



※自立とは

「日常生活自立」、「社会生活自立」、「経済的自立」、3つの自立に向け、保護受給者に合った自立支援を行います

生活保護の手続きの流れ

病気や障害、失業などさまざまな理由で、生活することが困難になってしまうことがあります。その時は、福祉事務所へご相談ください。生活保護だけではなく、生活保護以外の制度についてもご案内し、問題解消にご協力します。

なお、生活保護の手続きは、次のような流れになります。

1

相談 … 福祉事務所へ、困っている内容をご相談ください。



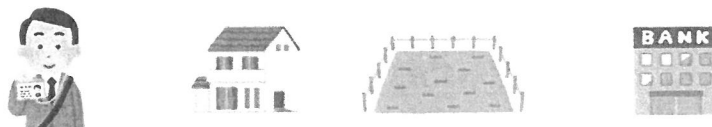
2

申請 … 相談後、保護の申請をしたいと思いますと思ったら、申請書類を提出します。



3

調査 … 生活保護の申請をすると、ケースワーカーが生活状況、資産状況などの調査を行い、生活保護が必要かどうか福祉事務所が判定します。



4

決定 … 判定の結果、生活保護が決定したら、保護費が支給されます。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が始まります。



1

～ 4

の流れについて、それぞれ詳しくご説明します。

相談

生活にお悩みやお困りでしたら、福祉事務所へご相談ください。



生活に困っていて相談をしたい、生活保護を受けたいと思ったら、福祉事務所へご相談ください。面接相談員が生活状況、資産状況、ご親族との交流状況などをお聞きして、生活保護制度やその他利用できる制度についてご説明します。ご相談の時には、プライベートな部分もお聞きすることがありますが、可能な範囲のお話で構いませんので、お気軽にご相談ください。

申請

生活保護の申請意思がある方は、申請書類を福祉事務所へ提出します。



生活保護を受けるには、本人の意思で申請することが必要です。保護の申請をする時には、申請書類をご自身で記入してご提出ください。

申請に伴い、調査に必要な書類、収入状況や資産状況を確認できる資料などの提出を求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できない時は、同居の親族や扶養親族などが、代わりに申請することもできます。また、明らかに急迫した状況にある時は、本人からの申請が無くても、福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合もあります。

【生活保護の申請に伴う調査に必要な書類】

生活保護の申請をする時には、保護申請書、収入申告書、資産申告書、調査同意書の提出をする必要があります。また、世帯の状況を把握するために、以下の書類を提出していただくことがあります。

- お持ちの貯金通帳（最終取引まで記帳したもの）
- 給与明細や給与証明（申請段階で就労中または直近で離職された方）
- 家賃（地代）証明書や家賃貸借契約書
- 健康保険証（国民健康保険・後期高齢者医療・就労先の社会保険など）
- 障害者手帳（身体・精神・療育）、自立支援医療受給者証、介護保険者証
- 年金振込通知書、年金証書
- 車検証（お車をお持ちの場合）、運転免許証、車両保険証書など
- 生命保険証書（通知書類など）
- 住民票謄本、戸籍謄本、戸籍の附票
- 資産証明書（うるま市および本籍地のもの）
- その他調査に必要な書類など



たんとう せいかつじょうきょう しさんじょうきょう ちょうさ
担当ケースワーカーが、生活状況や資産状況などを調査します。

【 せいかつ ほご しさん
生活保護における資産について 】

せいかつ ほご しんせい う すま じたく ほうもん ぎんこう せいめい ほけん
生活保護の申請を受けると、お住いの自宅へ訪問したり、銀行や生命保険
会社などに調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な
きんぞく ばいきやく かつよう かのう しさん ばあい
貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を生活費に
あ ばあい
充てていただく場合もあります。



きょゆう ぶどうさん げんそく ほゆう みと しさん かし たか
居住用の不動産は、原則として保有が認められています。(資産価値が高い
ばあい ばいきやく かしつけ せいど かつよう ばあい
場合など、売却や貸付制度をご活用していただく場合もあります。)また、125
CC 以下いのバイクも、原則として保有が認められています。

た その他、自動車や生命保険、学資保険については、特別な事情により認め
らるる場合もあります。

【 のうりよく かつよう
能力の活用について 】

はたら のうりよく のうりよく おう はたら ひつよう
働くことができる能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。
た しょうびよう しょうがい た りゆう はたら ばあい かない
ただし、傷病や障害、その他の理由で働くことができない場合は、その課題や
もんだい かいけつ さい ゆうせん
問題の解決が最優先となります。



きゅうよく かつどう おこな しゅうちゅうしえん しょうぎょうくねん しえん おこな
求職活動を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています
ので、お気軽にご相談ください。

けんこう けんさ う けんこう いじ つと
健康検査を受け、健康維持に努めてください。

【 ふよう ぎむ
扶養義務について 】

みんぽうじよう ふよう ぎむ おや きょうだい しまい こ えんじょ う
民法上、扶養義務のあるかた(親・兄弟姉妹・子どもなど)から、援助を受け
ることができる場合は、保護に優先して受けてください。(要件ではありません。)

ふよう ぎむ かのう はんい えんじょ おこな えんじょ かのう
なお、扶養義務は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能であるかた
がいてことで、生活保護を受けることができないということではありません。



また、10年以上音信不通、縁を切られている、DV等や虐待による被害の
おそれなど、特別な事情がある場合には扶養調査を行わないこともあるため、
じぜん しょうだん
事前にご相談ください。

【 ほうりつ せいど かつよう
ほかの法律や制度の活用について 】

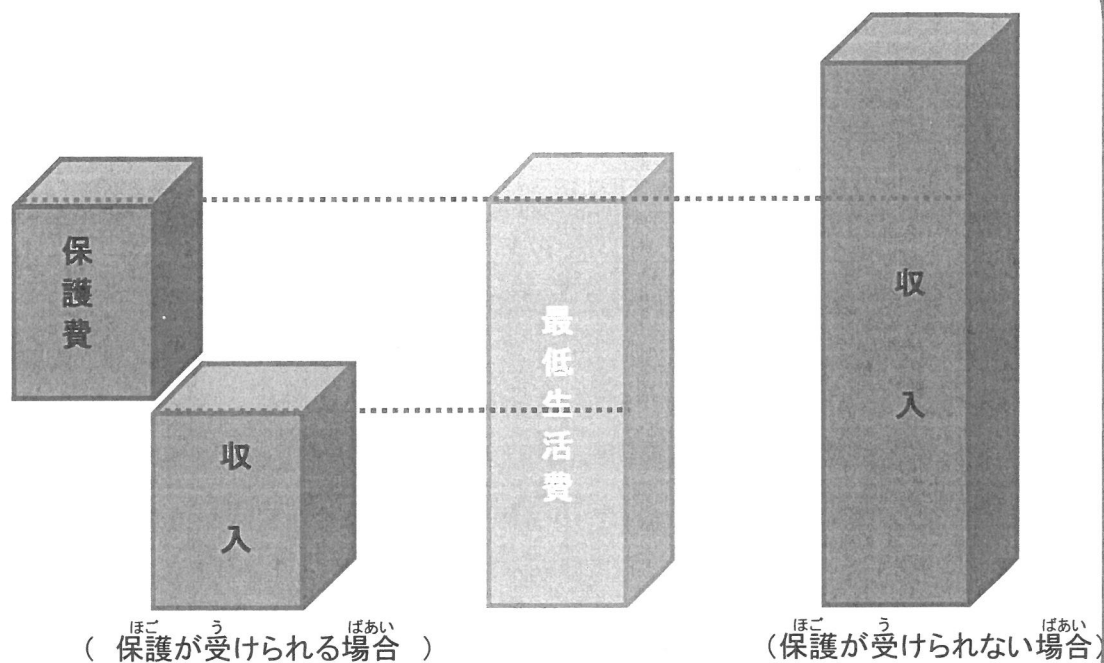
せいかつ ほご せいど いがい かくしゅ ねんきん けんこう ほけん こよう ほけん しょうびようあて
生活保護制度以外にも、各種年金、健康保険、雇用保険、傷病手当、
ろうさい ほけん じどう あて じどう ふよう あて いりよう じよせい せいど た かしつけきん
労災保険、児童手当、児童扶養手当、医療助成制度、その他貸付金など
ささまざまな公的な制度がありますので、それらが利用可能な場合は、優先して
かつよう ひつよう
活用していただく必要があります。



【 生活保護のしくみ 】

さまざまな調査終了後、生活保護を受けることができるかどうか審査をします。
 生活保護は、世帯の人数や年齢、生活費、住居費、医療費、加算(障害加算・母子加算・児童養育加算・介護加算など)などを、国が定めた基準で算定し、最低生活費と世帯の収入(働いて得た収入、年金収入、手当、補償金、返戻金、仕送りなど)を比較して、保護の要否判定を行います。
 以上のことから、生活保護費は世帯ごとに異なり、生活状況や収入状況に合わせて変動するため、常に一定のものではありません。
 最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合は、不足分を保護費として支給されます。反対に、世帯の収入が最低生活費を超える場合には、保護費は支給されません。(生活保護を受けることができません。)

(比較図)



【 生活保護の決定結果通知について 】

生活保護の決定は、申請した日から原則14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には、30日以内)に、文書で結果を通知します。

決定

生活保護が開始になったら保護費が支給されます。また、担当ケースワーカーによる自立に向けた(世帯に応じた)支援が開始されます。

【生活保護費の種類】

生活保護費は、8つの種類(扶助)があります。各世帯生活の必要に応じて国が定めた基準に基づき支給されます。

なお、医療扶助と介護扶助は、原則現物給付(病院や介護サービス事業所等に直接支払いをするので、現金は支給されません。)ですので、事前に福祉事務所での手続きが必要となります。

1

生活扶助



衣食費、光熱水費など日常生活に必要な費用を、世帯の人数や世帯員の年齢などで算定し支給されます。また、特別需要を要する方には、加算があります。(加算例: 母子加算、児童養育加算、障害者加算など)

2

住宅扶助



家賃、地代、住宅修繕などの費用(限度額あり)が支給されます。また、家賃等を直接家主へお支払いする方法(代理納付)もあります。

3

教育扶助



義務教育を受けるための、学用品、給食費、課外クラブ活動に要する費用(学習支援費)などが支給されます。

4

医療扶助



医療費は、保険適用範囲内のものについて、原則現物給付(福祉事務所から医療機関へ直接支払い)となります。治療材料(眼鏡やコルセットなど)や施術(はり、きゅうなど)、通院医療移送費など要件を満たせば、支給できるものもあります。

【 病院を受診するときは 】

○受診するときは、病院の窓口「医療券」の提出が必要です。福祉事務所にてお渡ししますので、ご来所ください。なお、休日や夜間、急病などの場合は、直接病院受診してください。生活保護受給中であることを窓口にてお伝えし、後日、すみやかに福祉事務所へご連絡ください。

○会社などの健康保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの場合は、病院窓口にご提示ください。

○病院や薬局から出されるお薬は、原則ジェネリック薬品（後発医薬品）をご使用ください。

○交通事故にあった場合、医療扶助を適用できないこともありますので、すみやかに福祉事務所へご連絡ください。

○同じご病気で二か所以上の病院受診は、ご遠慮ください。

○通院に要する医療移送費については、担当ケースワーカーへご相談ください。

○生活保護受給中は、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証は、ご使用できませんので、国民健康保険課へお返してください。

介護扶助



介護認定を受けているかたが、介護サービスを受けるときの自己負担分が現物給付（福祉事務所から介護サービス事業所へ直接支払い）されます。また、介護サービスにおける住宅改修や福祉用具購入などが必要な場合は、福祉事務所へご相談ください。

出産扶助

出産にかかる費用が、限度額内において支給されます。



生業扶助



高等学校等に就学する費用や就職に必要な就職支度費、技能修得や資格を取得するための費用が支給されます。

葬祭扶助



世帯員がなくなった場合に必要な葬儀費用を限度額内において、支給されます。なお、葬儀費用が限度額を超える場合は支給できませんので、葬儀を行う前に必ず福祉事務所へご相談ください。

【 集団検診の受診について 】

毎年、集団検診を受診してください。生活習慣病の発病予防や早期発見、早期治療、治療中断を防ぐことで重症化の予防になります。

【 減免について 】

国民年金保険料、国民健康保険料、市県民税、固定資産税、NHK放送受信料、住民票交付手数料など減免をうけることがあります。



【 保護費の支給方法 】

保護費は、原則として毎月5日(土日・祝日の場合は、その直前の平日)に指定金融機関に振り込まれます。また、福祉事務所窓口にて現金支給となる場合もあります。そのほか、保護開始時や特別な事情がある場合に、臨時的に支給することもあります。



【 生活保護を受けるかたの権利について 】

- 生活保護の要件を満たせば、すべてのかたが平等に保護を受けることができます。
- 正当な理由なく、保護費を減らされたり、受けられなくなることはありません。
- 保護金品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられたりしません。
- ※ 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。



【 生活保護を受けるかたの義務について 】

【1】生活の維持向上に向けた努力をすること

- 働けるかたはその能力に応じて働いて収入を得る必要があります。
- 病気や障害で働けないかたは、通院治療を行い、日常的自立や社会的自立ができるように努めてください。
- 保護費は生活を維持するために、目的毎に支出してください。光熱水費や家賃、教材費などそれぞれ用途が定められて支給されていますので、滞納がないようにしてください。滞納をした場合は、福祉事務所にて代理納付を行う場合があります。



【2】福祉事務所からの指示・指導を守ること

- 担当ケースワーカーは、生活保護受給世帯に対して、生活の維持向上や世帯に
応じた自立助長の支援を行います。保護の目的を達成するため、必要な指示や指導を行うこともありますので、これを守るように心がけてください。



【 届け出が必要なもの 】

生活状況や収入状況に変化があったときは、支給する保護費を調整する必要がありますので、必ず届け出(収入申告、資産申告、変動届など)が必要です。

< 世帯に変化があったとき >

- ① 住所が変わるとき(転居については、事前に福祉事務所へ連絡してください)
- ② 世帯員に変化があったとき(出生、死亡、転入、転出、入学、退学、休学、卒業、入院、退院、施設入所、施設退所、結婚、離婚など)
- ③ 就職や離職したとき(生活扶助の調整が必要なため)
- ④ 健康保険の資格取得や喪失をしたとき(医療扶助の調整が必要なため)
- ⑤ 帰省や旅行などで家を長期間留守にするととき
- ⑥ 家賃や地代が変更されるとき(住宅扶助の調整が必要なため)
- ⑦ その他、生活状況に変化があったとき



< 収入に変化があったとき >

- ① 働いて給与を受けたとき、賞与(ボーナス)を受けたとき
(新たに給与料を受けた場合や毎月給与を受けている場合など)
- ② 新たに年金、手当てを受けたとき
- ③ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ④ 不動産など資産の売却益があったとき
- ⑤ 裁判や交通事故による慰謝料、補償金などがあったとき
- ⑥ 相続や養育費、仕送りなどの収入(借金も収入となります)があったとき



※記載したものは一部事例となります。最低生活費算定における収入認定、または収入認定除外となるかどうか、福祉事務所へご確認ください。

【 控除や収入として認定しない取扱いについて 】

適正に収入申告を行いますと、控除や収入として認定しない取扱いができるものがあります。ただし、虚偽申告や過少申告を行いますと、本来受けることができる控除ができず、保護費を返還していただき、保護の停止や廃止となる場合があります。また、悪質な不正受給と判断された場合は、保護費の返還および告訴を行うこともあります。

【 控除などの種類 】

① 基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

② 未成年者(20歳未満の者)控除

20歳未満の者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

③新規就労控除

中学、高校を卒業したかたが、はじめて継続性のある職業に就いたとき、一定の金額が控除されます。

④その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費など必要経費が控除されます。

【 高校生のアルバイト収入について 】

高校生のアルバイト収入も申告が必要となります。ただし、授業料の不足分や修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費など、自立助長に効果的であるとみとめられた場合、収入として認定しない取扱いとなります。

【 その他・自立更生 】

自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合もあります。

不服申し立て(審査請求)について

生活保護の開始、却下、変更、停止、廃止の決定は、文書にて通知致します。決定された内容について、不服があるときは、決定を知った日の翌日から、3か月以内に、沖縄県知事に対して、審査請求することができます。



【 相談先 】

◆ケースワーカー(福祉事務所職員)

ケースワーカーとは、生活保護を受給されているかたの課題解決や世帯に応じた自立に向けて、一緒に考え、支援をする者です。ケースワーカーは、定期的に訪問し、生活状況の確認などを行いますので、生活上に課題がありましたら、気軽にご相談ください。



◆民生委員

各地域には生活に困っているかたの見守りや相談に乗ってくれる民生委員がおります。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員へお気軽にご相談ください。



関 係 機 関

* 行政機関等

主な相談内容	機 関 名	所 在 地	電話番号
高齢者の各種福祉サービスの相談	介護長寿課	みどり町1-1-1 東棟2階 ※ご予約等については、 お電話でお問い合わせ下さい。	973-3208
障害者の各種福祉サービスの相談	障がい福祉課	みどり町1-1-1 東棟1階 ※ご予約等については、 お電話でお問い合わせ下さい。	973-5452
夫婦関係等についての相談 (女性相談室) ----- 育児や養育、子どもの非行等 の相談(家庭児童相談室)	子育て世代包括支援センター(だいすき)	みどり町1-1-1 東棟2階 ※ご予約等については、 お電話でお問い合わせ下さい。	973-5041
市民無料法律相談	市民協働課 毎月木曜日:本庁西棟	みどり町1-1-1 西棟1階 ※ご予約等については、 お電話でお問い合わせ下さい。	973-5487
多重債務や契約トラブル等 消費生活に関する相談	うるま市消費生活センター	みどり町1-1-1 西棟1階	973-5692
生活福祉資金等の貸付	うるま市社会福祉協議会	安慶名1-8-1 健康福祉センターうるみん2階	973-5459
こころの悩みや心配ごとの 相談(こころの電話相談) ----- こころの悩みや心配ごとの 相談(沖縄いのちの電話)	沖縄県立総合精神保健福祉センター	南風原町字宮平212-3	精神保健福祉相談 888-1450 883-4343
サラ金に関する相談	子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班	那覇市泉崎1-2-2(県庁3階)	863-9214
自己破産・離婚の調停	那覇家庭裁判所沖縄支部	沖縄市知花6-7-7	939-0017
弁護士費用等の相談	法テラス沖縄 (日本司法支援センター)	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2階・3階	0570-078-368 050-3383-5533
生活困窮者自立相談	うるま市就職・生活支援 パーソナル・サポート・センター	みどり町1-1-1 うるま市役所 東棟2階	989-3972
職業紹介・雇用保険	沖縄公共職業安定所(ハローワーク沖縄)	沖縄市住吉1-23-1	939-3200
職業紹介	うるま市ふるさとハローワーク	みどり町1-1-1 うるま市役所 西棟1階	973-5614
高齢者の就労	うるま市シルバー人材センター	字川崎468 いちゅい具志川じんぶん館1階	972-2267
労災補償、賃金	沖縄労働局 総合労働相談コーナー	那覇市おもろ町2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	868-4003 (総務課)
年金関係	コザ年金事務所	沖縄市胡屋2-2-52	933-2267
女性保護相談	沖縄県女性相談所	那覇市寄宮2-4-1	854-1172
女性の悩み相談	ているる相談室	那覇市西3-11-1	868-4010
男性専用の電話相談	ているる相談室	那覇市西3-11-1	868-4011
精神に関する悩みごとの相談	沖縄県中部福祉保健所	沖縄市美原1-6-28	938-9886
紛失・盗難・保安等	うるま警察署	字大田100	973-0110
	石川警察署	石川東山本町1-1-1	964-4110
生活保護の不服申立	沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課	那覇市泉崎1-2-2行政棟3階	866-2428
交通事故相談	交通事故相談所中部支所	沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎行政棟4階)	939-7512

※ コミュニティーソーシャルワーカーの窓口（福祉全般の相談）

地域の窓口	所在地	連絡先
うるま市社会福祉協議会 本所	安慶名1-8-1	TEL 973-5459
	健康福祉センターうるみん 2階	FAX 974-5306

※ うるま市地域包括支援センターの窓口（高齢者の総合相談）

名称	所在地	連絡先	担当行政区
うるま市地域包括支援センター いしかわ (社会福祉法人育賛会)	石川白浜2-3-5 石川ビル 1階	TEL 965-6121 FAX 965-1166	曙・南栄・城北・中央・松島・ 宮前・東山・旭・港・伊波・ 嘉手苅・山城
うるま市地域包括支援センター 具志川北 (医療法人和泉会)	字栄野比462	TEL 972-3595 FAX 972-3522	天願・昆布・栄野比・川崎・ みどり町1～2・みどり町3～4・ みどり町5～6・石川前原・ 東恩納・美原
うるま市地域包括支援センター 具志川ひがし (医療法人社団志誠会)	字上江洲779-2	TEL 974-4001 FAX 974-8008	具志川・田場・赤野・宇堅・ 上江洲・大田・川田・安慶名・ 平良川・西原・上平良川・ 兼箇段・米原・喜仲
うるま市地域包括支援センター 具志川にし (有限会社在宅介護サービス ひまわり)	喜仲1丁目3番18号 1階	TEL 989-3788 FAX 989-0933	安慶名・平良川・西原・上平良 川・ 兼箇段・米原・喜仲
うるま市地域包括支援センター 具志川みなみ (株式会社トータルライフサ ポート研究所)	字江洲135-3 (津嘉山の杜ヒルトップカシー タ内)	TEL 979-5698 FAX 979-5864	赤道・江洲・宮里・塩屋・豊原・ 高江洲・前原・志林川・新赤道
うるま市地域包括支援センター かつれん (社会福祉法人与勝福祉会)	勝連南風原4569-1 グランシャリオ 1階	TEL 978-1551 FAX 978-3553	南風原・平安名・内間・ 平敷屋・津堅・与那城西原
うるま市地域包括支援センター よなしろ (社会福祉法人中陽福祉会)	与那城屋慶名1410 (あやはし苑内)	TEL 987-8220 FAX 983-8277	浜・比嘉・照間・与那城・饒辺・ 屋慶名・平安座・桃原・上原・宮 城・池味・伊計

